

# 米国企業の年次報告書における財務諸表情報

平 松 一 夫

## I. 米国企業の年次報告書における財務諸表情報

米国企業の年次報告書にはさまざまな情報が記載されているが、そのうち利用者にとって特に重要とされているのは会計情報である。一般に、米国の会計情報はこれを財務諸表情報、補足会計情報、記述会計情報に分けて理解することができる。このうち、株主等の利害関係者の意思決定にとって中心的役割を果たす情報が財務諸表情報であることはいうまでもない。利害関係者は、典型的には年次報告書に含まれる財務諸表によって特定企業の財政状態や経営成績を判定し、他の諸情報とともに当該企業に関する新たな意思決定を行うこととなる。米国企業の年次報告書に含まれる財務諸表は、内容・形式のいずれにおいてもわが国の場合とは多くの点で異なっている。そのため、財務諸表を通じて米国企業の実態を把握するには、少なくとも米国の財務諸表情報の基本的な特徴点を理解することが不可欠とされるのである。

周知のように、米国の財務諸表情報をめぐる会計規則は、財務会計基準審議会（FASB）の基準書や会計原則審議会（APB）の意見書などから構成される総体としての「一般に認められた会計原則（GAAP, generally accepted accounting principles）」が中心となっており、これを補う形で財務諸表等の開示をめぐる形式的諸要件についてレギュレーション S-X が規定を設けている<sup>1)</sup>。財務諸表情報をめぐるこうした諸規制については、最近わが国でも多く

---

1) レギュレーション S-X は Code of Federal Regulations, Part 210, Form and Content of and Requirements for Financial Statements, Securities Act of 1933, Securities Exchange Act of 1934, Public Utility Holding Company Act of 1935, Investment Company Act of 1940, and Energy Policy and Conservation Act of 1975 の通称である。

の文献が出版され、詳細な解説がなされている<sup>2)</sup>。このような状況に鑑み、本稿では諸規制の詳細な論述を直接の目的とするのではなく、年次報告書における財務諸表情報の複雑な開示規制と開示実態の特徴を、事例をも紹介しながら要点的に整理することを目的とするものである。本稿では、事例として The Dow Chemical Company (以下、ダウ・ケミカル社と呼ぶ) の1983年の年次報告書中の財務諸表情報を用いる。

ところで、米国の財務諸表という場合、そこには基本財務諸表のみならず、財務諸表に対する注記が含まれる。また、株主向け年次報告書には財務諸表とともに公認会計士による監査報告書が必ず掲載されている。加えて最近は、法によって記載が要求されていない経営者報告書を記載する企業が少なくない。そこで以下本稿においても、財務諸表本体とともに、財務諸表に対する注記、監査報告書、経営者報告書を財務諸表情報として位置づけ、これらをめぐる規制と実態を概述することとする。

## Ⅱ. 財務諸表

レギュレーション S-X はその § 210.1-01 で、1934年の証券取引法のセクション14による委任状勧誘資料 (proxy and information statement) の一部として届出がなされる財務諸表の様式と内容および要件を定めることとしている。ここでいう「財務諸表」が株主向け年次報告書に含まれる財務諸表にほかならない。

一般に、米国の財務諸表の体系は次のようになっている。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書

2) 例えば次の文献がある。

日本公認会計士協会東京会編『英文財務諸表ハンドブック』(東洋経済新報社、昭和59年)。デロイト・ハスキング・アンド・セルズ公認会計士共同事務所編『英文財務諸表入門 (改訂新版)』(税務研究会出版局、昭和58年)。明日山俊秀『英文財務諸表の知識』(日本経済新聞社、昭和56年)。伊中卓郎・鈴木瀧夫・山内輝夫『例解・英文財務諸表の実務』(同文館、昭和56年)。

- (3) 財政状態変動表
- (4) 資本勘定計算書（または利益剰余金計算書）
- (5) 財務諸表に対する注記

このうち、後述するように資本勘定計算書（または利益剰余金計算書）は必要ある場合にのみ作成されるので、基本財務諸表は貸借対照表、損益計算書、財政状態変動表により構成されることとなる。以下、本節では注記以外の財務諸表本体について、記載項目に関する規制を記述し、米国における財務諸表の主たる特徴点を概述する。

### 1. 貸借対照表

レギュレーション S-X §210.3-01 では、最近 2 事業年度末の監査済み連結貸借対照表の表示が要求されており、また、§210.5-02 では商工業企業の貸借対照表に原則として次の項目を記載することとされている<sup>3)</sup>。

#### <資産その他の借方項目>

##### 流動資産

- 現金および現金項目
- 市場性ある有価証券
- 売掛金および受取手形
- △貸倒引当金

##### 繰延収益

##### 棚卸資産

##### 前払費用

##### その他の流動資産

##### 流動資産合計

##### 投資

##### 関係会社有価証券

##### 関係会社貸付金

#### <負債および株主持分>

##### 流動負債

- 買掛金および支払手形
- その他の流動負債
- 流動負債合計

##### 長期債務

- 社債、担保付社債（キャピタル・リースを含む）
- 関係会社借入金
- その他の負債
- 契約および偶発債務

##### 繰延勘定貸方

##### 少数株主持分

##### 連結子会社の少数株主持分

3) 訳語については概ね中央会計事務所『財務内容開示全書（第二版）』（昭和59年、中央経済社）、pp. 610-611によった。

その他の投資	株主持分
不動産等	償還優先株式—強制償還規定のある優先株式または償還が会社の自由にならない優先株式
不動産、工場および設備	
△減価償却および減耗償却累計額	
無形固定資産	非償還優先株式—償還されない優先株式または会社の自由裁量によって償還可能な優先株式
無形固定資産	
△減価償却累計額	
その他の資産	普通株式
その他の資産	その他の株主持分
資産合計	負債および株主持分合計

これに対して、貸借対照表の実例を示したものがダウ・ケミカル社の事例1である。

いま、米国の貸借対照表にみられる若干の特徴を記述すると以下のごとくである。まず、その名称であるが、わが国では貸借対照表という名称が統一的に用いられているのに対して、米国では必ずしも画一的ではなく、9割程度の企業が Balance Sheet と称しており、Statement of Financial Position という名称を用いる企業もある。様式については勘定式と報告式とがほぼ半々である<sup>4)</sup>。ダウ・ケミカル社は勘定式である。さらに、区分についてしてみると、資産の部は一般に、①流動資産、②投資、③有形固定資産、④無形固定資産、⑤その他の資産、に区分される。他方、負債・資本の部は、①流動負債、②長期債務、③小数株主持分、④株主持分、に区分される。そして、ダウ・ケミカル社の事例にもみられるように、米国の貸借対照表はわが国のものに比して大項目主義であり、概観的である。掲載期間は米国では2年であり、株主向け報告では1年分しか掲載されないわが国の場合とは異なっている。

## 2. 損益計算書

レギュレーション S-X § 210.3-02 では、直近3事業年度の監査済み連結損

4) AICPA, *Accounting Trends & Techniques* (New York: AICPA, 1984), p. 105.

事例1 貸借対照表

連結貸借対照表

資産の部

12月31日現在 (単位：百万)	1983年	1982年
<b>流動資産：</b>		
現金及び預金	\$ 12	\$ 22
有価証券及び有利子預金（取得原価—原価にほぼ等しい）	166	161
受取債権		
営業債権—（貸倒引当金控除後—1983年5,300万ドル、1982年5,600万ドル）	1,661	1,507
その他	605	527
棚卸資産		
製品及び仕掛品	1,291	1,153
原材料及び貯蔵品	670	593
<b>流動資産合計</b>	<b>4,405</b>	<b>3,963</b>
<b>投資：</b>		
関連会社株式—取得原価、持分法で評価		
銀行及び保険業を営む子会社	191	198
50%所有関連会社	687	724
20%—49%所有関連会社	153	238
その他の投資—取得原価	186	172
長期受取債権	298	194
<b>投資合計</b>	<b>1,515</b>	<b>1,526</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>11,524</b>	<b>11,199</b>
差引—減価償却累計額	5,829	5,238
<b>有形固定資産—純額</b>	<b>5,695</b>	<b>5,961</b>
<b>営業権</b>	<b>196</b>	<b>195</b>
<b>繰延資産およびその他の資産</b>	<b>170</b>	<b>162</b>
<b>資産合計</b>	<b>\$11,981</b>	<b>\$11,807</b>

会計原則及び財務諸表に対する注記参照のこと。

## 負債の部

12月31日現在 (単位：百万)	1983年	1982年
<b>流動負債：</b>		
短期借入金	\$ 694	\$ 213
1年以内に期限の到来する長期負債	70	63
買掛金および未払金		
買掛金	1,056	804
未払金	257	251
米国及び外国未払法人所得税	294	119
未払費用およびその他の流動負債	767	791
<b>流動負債合計</b>	<b>3,138</b>	<b>2,241</b>
<b>長期負債</b>	<b>2,803</b>	<b>3,502</b>
<b>繰延税金及びその他の負債</b>		
長期繰延税金	683	733
従業員褒賞制度未払金	68	64
その他の長期債務	209	189
<b>繰延税金及びその他の負債合計</b>	<b>960</b>	<b>986</b>
<b>少数株主持分</b>	<b>33</b>	<b>38</b>
<b>資本の部</b>		
資本金 普通株式：券面額2.5ドル 授權株数—500,000,000株		
発行済株式数1983年 206,549,098株、1982年 204,117,415株	516	510
資本剰余金	552	516
利益剰余金	4,123	4,141
外貨換算調整勘定	9	
自己株式—取得原価 (1983年：10,703,413株、1982年：9,947,509株)	(153)	(127)
<b>資本合計</b>	<b>5,047</b>	<b>5,040</b>
<b>負債及び資本合計</b>	<b>\$11,981</b>	<b>\$11,807</b>

益計算書の表示が要求されており、また、§ 210.5-03 では商工業企業の損益計算書に原則として次の項目を記載することとされている<sup>5)</sup>。

1. 純売上高および総収益
2. 売上原価および収益に対する費用
3. その他の営業費用および経費
4. 販売費および一般管理費
5. 貸倒引当金繰入額
6. その他の一般経費
7. 営業外収益
8. 支払利息および社債発行差金償却
9. 営業外費用
10. 法人所得税および下記諸項目控除前利益
11. 法人所得税費用
12. 連結子会社利益に対する少数株主持分
13. 非連結子会社および50%以下所有の関連子会社の利益に係る持分法利益
14. 継続事業よりの当期利益または当期損失
15. 営業停止した部門に係る損益
16. 異常項目および会計原則の変更による累積的影響額前の当期利益または当期損失
17. 該当する税額控除後の異常項目
18. 会計原則の変更による累積的影響額
19. 純利益または損失
20. 一株当たり利益のデータ

事例2は、ダウ・ケミカル社の損益計算書である。

米国の損益計算書にみられる若干の特徴を記述すると以下のごとくである。まず、名称については、Statement of Income や Statement of Earnings が多く

---

5) 訳語については中央会計事務所、前掲書、p. 616によった。

## 事例2 損益計算書

## 連結損益計算書

自1月1日至12月31日

(単位：百万、但し1株当り利益を除く)

	1983年	1982年	1981年
純売上高	\$10,951	\$10,618	\$11,873
売上原価及び営業費用			
売上原価	9,446	9,310	10,019
販売費及び一般管理費	989	952	938
	10,435	10,262	10,957
営業利益	516	356	916
営業外収益及び費用			
持分法による投資損益：			
非連結子会社純利益持分(財務諸表換算差損益控除前)	12	14	13
非連結子会社の財務諸表換算差損		(10)	(2)
20%～50%所有関連会社の利益持分	84	140	132
受取利息	113	108	102
支払利息・割引料	(431)	(514)	(532)
為替差益及び連結子会社の財務諸表換算差益	66	47	7
投資有価証券売却益	101	214	
工場閉鎖とプロジェクト中止に対する引当額	(58)	(102)	
雑収益—純額	43	60	104
法人所得税前利益	446	313	740
法人所得税	153	(29)	176
特別損益項目前利益	293	342	564
特別損益項目——長期負債償還益	41	57	
当期純利益	\$ 334	\$ 399	\$ 564
1株当り利益(単位：ドル)			
特別損益項目前利益	\$ 1.50	\$ 1.77	\$ 3.00
特別損益項目	.21	.30	
当期純利益	\$ 1.71	\$ 2.07	\$ 3.00

会計原則及び財務諸表に対する注記参照のこと。

用いられる。Profit & Loss Statement の名称は今日の米国では用いられない。様式では単一区分様式が多いが、複数区分様式もよく用いられる<sup>6)</sup>。ダウ・ケミカル社は複数区分様式をとっている。複数区分様式の損益計算書においては、状況に応じて、次の区分がなされる。①継続事業による損益、②廃止事業による損益、③異常損益、④会計原則の変更に伴う累積的影響額。このうち、継続事業による損益と廃止事業による損益はわが国では統合して経常損益計算に含まれる。また、わが国では特別損益項目とされる固定資産売却損益やストライキの影響額などは、米国では継続事業による損益とされる。異常項目とは、地震などによる災害、強制的な土地収用など、その発生が突発的で、極めて異常なものに限られるのである。したがって継続事業による損益の部は、わが国でいう経常損益項目と特別損益項目の双方を含むものであり、包括主義的な考え方に立つものといえる。また、記載項目は損益計算書においても簡略である。掲載期間は3年であって、わが国の株主向け報告書で1年分しか掲載されないとは異なっている。

### 3. 財政状態変動表

米国では基本財務諸表の一つとして財政状態変動表 (Statement of Changes in Financial Position) が作成されている。財政状態変動表は APB 意見書第19号「財政状態変動の報告」により記載が求められているものである<sup>7)</sup>。それによれば、財政状態変動表の目的は、企業が期中の営業活動から獲得した資金も含めて資金調達および資金投下活動を要約すること、および期間中の財政状態の変動を十分に開示することである<sup>8)</sup>。財政状態変動表は時に資金運用表とよばれることがあるが、米国で適用される資金概念は必ずしも統一されているわけではなく、運転資本または現金等価物の概念がよく用いられる<sup>9)</sup>。

財政状態変動表の様式は自由であるが、通常は次のものが多い。

#### ① 資金の源泉

6) AICPA, *op. cit.*, pp. 239-240.

7) APB Opinion No. 19, "Reporting Changes in Financial Position" (March 1971).

8) APB Opinion No. 19, par. 4.

9) AICPA, *op. cit.*, p. 366.

- ② 資金の使途
- ③ (差引)資金の増減
- ④ 資金の構成項目の増減明細

記載事項のうち、①の資金の源泉としては、営業活動から調達された資金、株式の発行、有形固定資産の売却、新規長期借入などがある。②の資金の使途には、有形固定資産の取得、現金配当、長期借入金の返済などがある。そして④の資金構成項目の増減の区分では、資金（運転資本または現金等価物）の各項目の増減が示される。なお、レギュレーション S-X §210.3-02 では、直近3事業年度の監査済み連結財政状態変動表の開示が要求されている。

事例3はダウ・ケミカル社の財政状態変動表である。ここでは資金概念として現金および有価証券が採用されている。

### 事例3 財政状態変動表

#### 連結財政状態変動表

自1月1日至12月31日  
(単位：百万)

	1983年	1982年	1981年
<b>資金の源泉</b>			
特別損益項目前利益	\$ 293	\$ 342	\$ 564
資金増減を伴わない損(益)項目			
減価償却費	841	870	806
非連結会社純利益持分—受取配当金控除後	1	(88)	(104)
繰延税金	21	(57)	218
<b>営業活動よりの資金増加合計</b>	<b>1,156</b>	<b>1,067</b>	<b>1,484</b>
長期負債償還益	41	57	
長期負債の増加(減少)	158	267	628
短期借入金及び1年以内に期限の到来する長期負債の増加(減少)	488	(220)	(272)
買掛金、未払金、未払費用の増加(減少)	372	(251)	49
従業員に対する普通株式の発行	50	18	36
固定資産の処分簿価	181	560	49
普通株式の増加			
リチャードソン・メレル社の取得に伴うもの			260
長期負債との交換に伴うもの	39	80	
その他長期負債の増加(減少)	(15)	182	
<b>資金の源泉合計</b>	<b>2,470</b>	<b>1,760</b>	<b>2,234</b>

<b>資金の使用</b>			
新工場及び設備	630	829	1,176
現金配当	352	348	342
自社株式購入額	73		67
長期負債の減少額			
転換社債の普通株式への転換	51	137	
その他	806	596	158
短期受取債権の増加(減少)額	232	(245)	44
棚卸資産の増加(減少)額	215	(367)	110
長期受取債権及びその他資産の増加額	102	225	114
関係会社への投資	14	147	16
企業買収(現金及び有価証券3,200万ドル控除後)			
有形固定資産			128
営業権			128
その他の資産(純額)			26
<b>資金の使用合計</b>	<b>2,475</b>	<b>1,670</b>	<b>2,309</b>
<b>資金の純増加(減少)</b>	<b>(5)</b>	<b>90</b>	<b>(75)</b>
<b>現預金及び有価証券期首残高</b>	<b>183</b>	<b>93</b>	<b>168</b>
<b>現預金及び有価証券期末残高</b>	<b>\$ 178</b>	<b>\$ 183</b>	<b>\$ 93</b>

会計原則及び財務諸表に対する注記を参照のこと。

#### 4. 資本勘定計算書

資本勘定を構成する資本金、資本剰余金、利益剰余金に変動がある場合、その内訳明細を明らかにするため、米国では資本勘定計算書 (Statement of Stockholders' Equity) が作成されることがある。また、利益剰余金以外にあまり変動がない場合には利益剰余金計算書 (Statement of Retained Earnings) が作成されたり、損益と利益剰余金との結合計算書が作成されることもある<sup>10)</sup>。

ダウ・ケミカル社の資本勘定計算書を示したものが、事例4である。

#### 事例4 資本勘定計算書

##### 連結資本勘定計算書

自1月1日至12月31日 (単位：百万)	1983年	1982年	1981年
資本金—普通株式 期首残高	\$ 510	\$ 509	\$ 505

10) *Ibid.*, p. 313.

従業員に対する新株発行	6	1	4
期末残高	\$ 516	\$ 510	\$ 509
<b>資本剰余金</b>			
期首残高	\$ 516	\$ 538	\$ 516
従業員に対する新株発行に係わる株式発行差金	44	17	32
放出した自社株式の取得原価が市場価額を超える額			
リチャードソン・メレル社取得に伴うもの			(10)
長期負債との交換に伴うもの	(8)	(39)	
期末残高	\$ 552	\$ 516	\$ 538
<b>利益剰余金</b>			
期首残高	\$4,141	\$4,090	\$3,868
当期純利益	334	399	564
現金配当—一株当たり現金配当各年度共1.80ドル	(352)	(348)	(342)
期末残高	\$4,123	\$4,141	\$4,090
<b>外貨換算調整勘定</b>			
期首残高	\$ 18		
当期発生額	(5)		
税効果額	(4)		
期末残高	\$ 9		
<b>自己株式</b>			
期首残高	\$ 127	\$ 246	\$ 449
自己株式の取得	73		67
長期負債との交換	(47)	(119)	
リチャードソン・メレル社の取得			(270)
期末残高	\$ 153	\$ 127	\$ 246

会計原則及び財務諸表に対する注記を参照のこと。

### Ⅲ. 財務諸表注記

既に述べたように、米国の基本財務諸表はわが国のものに比して一般に簡略であり、概観性に富んでいる。そのため、ヨリ詳しい内訳や説明は、財務諸表に対する注記において記載されることとなる。注記に記載すべき項目を網羅的

に列挙することは容易でなく、GAAPやレギュレーションS-Xの要求にもとづき状況に応じて記載されるのである。

注記のうち注意すべき項目の一つに「主要会計方針の開示」がある。これはAPB意見書第22号「会計方針の開示」で規制されており、注記の最初に掲載される場合と、注記とは別に独立して掲載される場合とがある<sup>11)</sup>。主要会計方針として開示される項目には、連結の基準、棚卸資産の評価、無形資産の償却、減価償却の方法、投資の評価、退職給与引当金および年金費用、税金の期間配分、収益認識基準、一株当たり利益の計算方法などがある<sup>12)</sup>。

財務諸表に対する全般的注記事項としては、レギュレーションS-X § 210.4-08では次の項目を列挙している。

- (a) 連結または結合の原則
- (b) 担保に供されている資産
- (c) 債務不履行
- (d) 優先株式
- (e) 配当支払の制約
- (f) 社債、長期借入金等の重要な変動
- (g) 非連結子会社および関連会社の財務情報の要約
- (h) 法人所得税費用
- (i) 未行使のワラント等
- (j) リース資産およびリース契約
- (k) 支払利息
- (l) 財務諸表に影響を及ぼす重要な利害関係者間取引

上記のごとき注記事項をその性質により整理すると次のようになる<sup>13)</sup>。

11) APB Opinion No. 22, "Disclosure of Accounting Policies" (April 1972).

12) 日本公認会計士協会東京会編、前掲書、p. 292参照。

13) FASB Invitation to Comment, *Financial Statements and Other Means of Financial Reporting* (Stamford, Connecticut: FASB), par. 53. 広瀬義州「財務諸表、注記および補足情報のディスクロージャー」『福岡大学商学論叢』第29巻2・3号(昭和59年11月)、p. 589。

- 1) 認識された構成要素全般に係る質的情報（連結方針など）
- 2) 認識された特定の構成要素に係る質的情報（棚卸資産の評価方法など）
- 3) 認識された特定の構成要素に係る量的情報（セグメント別情報など）
- 4) 認識されなかった構成要素に係る情報（偶発事象など）

財務諸表注記は、広瀬義州助教授も指摘されるように、「上記(1)ないし(3)の性質をもつ情報のように、財務諸表で認識された構成要素に係わる追加的情報および(4)の性質をもつ情報のように、認識規準を満足しない構成要素に係わる情報をいい、本体と写体とのマッチング・ギャップを埋めることを本来目的としている情報である」といえるのである<sup>14)</sup>。

ダウ・ケミカル社の場合には、1ページを費やして会計方針が「会計原則」の表題のもとに表示されている。ここには、連結対象外の会社の様式、外貨の換算、棚卸資産、有形固定資産と減価償却、営業権、退職年金制度、法人所得税および投資税額控除、一株当たり利益が掲載されている。また財務諸表に対する注記は11ページにわたって詳細に記述されている。紙数の都合上、ここではその全体を紹介することはしないが、後発事象、支払利息、補足情報、企業買収および企業売却、事業計画の中止および資産の評価減、所得税、異常損益項目、棚卸資産、関係会社取引、有形固定資産、賃借有形固定資産、短期借入金、長期負債と未実行借入限度額、資本、退職年金制度、ストック・オプションおよび報奨制度、地域別および産業別セグメント、約定残および偶発債務、50%所有関係会社の要約結合財務諸表、ダウ・バンキング・コーポレーションおよび子会社の要約連結財務諸表、という15項目が詳しく説明されている。なお、財務諸表本体の脚注部分には「会計原則および財務諸表に対する注記を参照のこと」という指示がなされている。

以上のごとく、米国における注記は、かなりのページ数に及んでおり、財務諸表本体と一体となって企業の会計情報を提供するのである。

14) 広瀬義州、前掲論文、pp. 589-590。

## Ⅳ. 経営者報告書と監査報告書

### 1. 経営者報告書

1980年代にはいり、年次報告書に経営者報告書 (management report) を掲載する企業が多くなっている。これは、GAAP や法により記載が要求されているのではなく、アメリカ公認会計士協会 (AICPA) などにより奨励されているものである。もともと経営者報告書が登場した背景には、財務諸表の読者が財務諸表に対する監査人と経営者の責任の相違を理解せず、財務諸表は監査人が作成するとする誤解があった。同時に、ロッキード事件などを契機として、財務諸表に関する企業の倫理的な責任が問われるという1970年代の時代背景があったのである<sup>15)</sup>。

こうしたことから、経営者報告書は財務諸表の作成に関する責任が経営者にあることを表明するものであり、具体的には下記の事項を記載することとされている<sup>16)</sup>。

- 1) 年次報告書に含まれるすべての情報 (監査済と非監査を問わず) に対して経営者が責任を有すること、そして年次報告書の各箇所に記載される同一事象は首尾一貫していること。この場合、財務諸表に対する責任が、判断、見積り、GAAP に相応する会計原則の選択を含む旨を指摘する。
- 2) 内部会計統制が適切に機能していること。
- 3) 監査委員会の機能と職務。
- 4) 独立監査人の役割。

経営者報告書は財務諸表の注記に含まれる性質のものではなく、通常、財務諸表の前または後に掲載される。

ダウ・ケミカル社の経営者報告書は事例5に示されているように、「財務諸

15) 経営者報告書の詳細については、拙稿「アメリカの年次報告書におけるマネジメント・レポートの動向」『税経通信』第34巻第9号 (昭和54年8月)、pp. 21-29を参照されたい。

16) AICPA, *Conclusions and Recommendations of the Special Advisory Committee on Reports by Management* (New York: AICPA, 1979), pp. 1-8.

表に対する責任についての経営陣の見解」の表題のもとに、監査報告書と同一ページに掲載されている。

### 事例5 経営者報告書

#### 財務諸表に対する責任についての経営陣の見解

ザ・ダウ・ケミカル・カンパニー及びその子会社の連結財務諸表及びその注記は、当社経営陣により一般に公正妥当と認められる会計処理方法に従って作成された。

当社監査委員会を通して当社取締役会は、これらの財務諸表の作成に当り、責任を持って監督する義務をもっている。

会社としてもまた、継続性及び発生主義の原則に基づいて記述されている連結財務諸表の完全性及び客観性についても責任をもっている。会社の諸取引を正しく反映した正確な帳簿、記録及び諸勘定の作成ならびに処理を履行させるべく会計処理手続が確立されている。

かかる危険の程度に応じた妥当なコストで内部統制を実施せしめるべく、有資格者の訓練及び責任の分担が行われている。これらの統制は、内部監査人の指導のもとに内部監査として実施され、それにより経営陣の承認に従って諸取引がなされ、かつ適正な責任のもとに会社資産が維持経営されていることが保証されている。

独立公認会計士のデロイト・ハスキングズ・アンド・セルズは、当社の監査委員会を通して取締役会と直接に接触し、当社及び子会社の連結財務諸表の監査を実施し、つぎのような意見を述べている。

## 2. 監査報告書

米国では財務諸表には必ず公認会計士による監査報告書が付されている。これは AICPA の監査基準審議会によって発表された監査基準書 (Statement on Auditing Standards) に準拠して作成されることとされており、監査の結果、財務諸表が適正であるとされる場合には、通常いわゆる標準式短文報告書が掲載されることとなる。標準式短文報告書は範囲区分と意見区分の二つの区分からなる。

監査報告書の名称としては、「独立会計士の報告書 (independent accountants' report)」、「監査人の報告書 (auditors' report)」、または「会計士の報告書 (accountants' report)」がよく用いられる。また、宛名は「取締役(会)およ

び株主」の両者とされる事例が多い<sup>17)</sup>。なお、わが国の監査報告書は、宛名が社長であること、最初に根拠法律を書くこと、表示に規則名を入れること、最後に利害関係の有無を入れること等の点で、米国のそれとは異なっている<sup>18)</sup>。

事例6はダウ・ケミカル社の監査報告書である。

### 事例6 監査報告書

#### 独立公認会計士の意見

ザ・ダウ・ケミカル・カンパニー  
株主各位殿及び取締役会殿

われわれは、ザ・ダウ・ケミカル・カンパニーおよびその子会社の1983年12月31日および1982年12月31日現在の連結貸借対照表、並びに1983年12月31日を以って終了した3年間の連結損益計算書、連結資本勘定計算書および連結財政状態変動表について監査を実施した。われわれの監査は一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して実施された。したがって、状況に応じてわれわれが必要と認めた会計諸記録の試査とその他の監査手続を含むものである。

われわれの意見によれば、上記の財務諸表は一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に準拠しているものと認められた。上記の財務諸表は、各前事業年度と同一の基準に従って作成されており、またザ・ダウ・ケミカル・カンパニーおよび子会社の1983年12月31日および1982年12月31日現在の財政状態、並びに1983年12月31日を以って終了した3年間の経営成績および財政状態の変動状況を適正に表示している。

デロイト・ハスキングス・アンド・セルズ(署名)

1984年2月13日  
ミシガン州ミッドランド市

## V. 米国における財務諸表情報の特徴

以上、米国企業の財務諸表情報については、これを財務諸表本体、財務諸表注記、経営者報告書、監査報告書に区分し、事例をまじえながら概述してきた。ここで、わが国の財務諸表との主な相違点を述べてむすびとする。

17) AICPA, *Accounting Trends & Techniques*, p. 399.

18) 中央会計事務所、前掲書、p. 436。

まず、日米の財務諸表はその体系に相違がみられる。米国では基本財務諸表の一つとされる財務状態変動表はわが国では作成されない。また資本勘定計算書もわが国にはみられない。他方、わが国における利益処分案は米国には存しない。また、財務諸表本体ではないが、経営者報告書によって財務諸表作成の責任を明らかにすることも、わが国では行われていない。

次に財務諸表の形式については、米国の場合、規制が弾力的であることから、名称や様式、区分に多様性がみられる。また、実質的に重要な相違として、わが国では単独決算を基本としているのに対して、米国は連結決算を基本としている点があげられる。この相違は、株主向けの財務諸表の作成が、わが国の場合には株主総会における取締役の受託責任の解除という法的目的のためになされてきたことにかかわっている。このため、わが国では企業の法的形式が重視されるのである。これに対して米国では株主・投資家の意思決定に資するための情報提供が財務諸表の目的として考えられていることから、経済的実質が重視されているのである。こうしたことから、米国では財務諸表の利用者のための配慮が多くなされることとなる。財務諸表本体が簡潔で注記が詳しいこと、掲載期間が2～3年と長いことなどはそのあらわれである。

このように、米国では、株主・投資家に対する財務諸表情報の開示にわが国よりも積極的な姿勢がみられ、全般的にわが国の財務諸表に比してかなり充実しているといえるのである。

(筆者は関西学院大学商学部教授)